

# 令和8年度 畑地化促進事業について

村上市農業再生協議会

## 畠地化促進事業とは

水田を畠として利用し、畠作物の本作化に取り組む農業者を支援する事業です。

## 事業内容

### (1) 畠地化支援

水田を畠として利用し、販売目的の畠作物の本作化に取り組む農業者を支援します。

●畠作物… 麦、大豆、飼料作物(牧草等)、子実用とうもろこし、そば、野菜、果樹、花き等

### (2) 定着促進支援【(1)とセット】

水田を畠として利用して、販売を目的とした畠作物の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。※基幹作のみ対象

### (3) 土地改良区決済金等支援

令和8年度に畠地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畠地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

●畠地化とは… 農地を水田活用の直接支払交付金の交付対象農地から除外する取組をいいます。

畠地化後は、交付対象水田に戻すことはできません。

※地目の変更を求めるものではありません。

## 交付対象者

販売農家または集落営農

### お問い合わせ先 (村上市農業再生協議会事務局)

村上市役所	農林水産課	TEL: 0254-53-3369	朝日支所	産業建設課	TEL: 0254-72-6883
荒川支所	産業建設課	TEL: 0254-62-3105	山北支所	産業建設課	TEL: 0254-77-3115
神林支所	産業建設課	TEL: 0254-66-6114			



裏面に続きます

## 交付要件



【村上市 HP】

畠地化促進事業の対象となる農地について下記の要件があります。

要件の詳細・必要書類等を知りたい方は村上市 HP の「要件確認チェックシート」をご覧ください。

- ・現況において非農地に転換された土地(又は転換されることが確実と見込まれる土地)でないこと
- ・たん水設備(畦畔等)・所要の用水を供給しうる設備(用水路等)の設備を有していること  
又は土地改良区内にあっては水稻生産に要する用水を確保するための賦課金が支払われていること
- ・前年度において主食用米、戦略作物または産地交付金の対象となった作物が作付けされていること
- ・おおむね団地化された畠地を形成していること  
高収益作物:平地・中山間地域共通10a以上  
畠作物:平地1ha以上・中山間地域0.5ha以上
- ・畠地化支援の交付後5年間は、(販売を目的として)申請した支援の対象となる作物の作付を行うとともに、交付後6年目以降も、本事業の趣旨に沿った農地利用を行う事
- ・地域の関係機関(土地改良区、農業委員会など)・関係者(土地所有者)と意見調整を十分に行い、畠地化することについて合意を得ること

## 交付単価

### (1) 畠地化支援・(2) 定着促進支援

対象作物	畠地化支援 (令和8年産単価)	定着促進支援 (令和8年産単価)
畠作物 (麦、大豆、飼料作物(牧草等)、 子実用とうもろこし、そば、野菜、 果樹、花き等)	7万円／10a	<u>2万円(※3万円)／10a×5年間</u> または <u>10万円(※15万円)／10a(一括)</u> ※加工・業務用野菜等の場合

### (3) 土地改良区決済金等支援 定額(上限25万円/10a)

交付を希望する方は村上市役所農林水産課もしくは各支所産業建設課にご相談ください。

※本事業は申請内容をふまえて審査し、予算の範囲内で支援対象者が決定される交付金事業です。